

矢作川総合第二期地区
明治用水頭首工管理施設補足設計業務

特 別 仕 様 書

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(低入札価格契約に おける第三者照査) 第1-4条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下、「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、矢作川総合第二期地区の工事实施に利用するため、明治用水頭首工に係る過年度業務の補足設計等を行うものである。</p> <p>本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市である。</p> <p>1 第三者照査の実施 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」という。)を実施しなければならない。</p> <p>2 第三者照査の企業に要求される資格 (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7.8年度一般競争(指名競争)参加資格のうち「A等級」の確認を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであること。 (5) 中立的、公平な立場での照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。 ①資本関係 ・親会社と子会社の関係にある。 ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある。 ②人的関係 ・一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている。</p> <p>3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。 ①照査技術者と同等の同種業務実績を有する者。 ②照査技術者と同等の技術者資格を有する者。</p> <p>4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。</p> <p>5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわ</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条</p> <p>(一般事項) 第1-6条</p>	<p>せて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。 また照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。</p> <p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い 特別仕様書第4-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行なった照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合 成果物が契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約第41条のとおり、受注者に対し、相当の期間を定めて成果物の補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合は、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。 なお、業務完了検査時までには提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳しく反映させるものとする。</p> <p>(1) 審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 (2) 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額を下回った場合 (3) その他、業務計画書等に示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 (4) 業務成果品のミス、不備等</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項として、受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考																						
(管理技術者) 第1-7条	<p>管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 376 1313 734"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td> <td rowspan="4">総合技術監理</td> <td>機械-機械設計等</td> </tr> <tr> <td>建設-鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>機械設計等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>農業土木技術管理士、技術士（農業-農業土木）、技術士（農業-農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、ゲート設備もしくはゲート設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	機械-機械設計等	建設-鋼構造及びコンクリート	農業-農業土木	農業-農業農村工学	機械	機械設計等		建設	鋼構造及びコンクリート	博士	農学	-	シビルコンサルティング マネージャー	鋼構造及びコンクリート		農業土木	-	
資 格	技術部門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	機械-機械設計等																						
		建設-鋼構造及びコンクリート																						
		農業-農業土木																						
		農業-農業農村工学																						
	機械	機械設計等																						
	建設	鋼構造及びコンクリート																						
博士	農学	-																						
シビルコンサルティング マネージャー	鋼構造及びコンクリート																							
	農業土木	-																						
(照査技術者) 第1-8条	<p>照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 1137 1313 1496"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">技術士</td> <td rowspan="4">総合技術監理</td> <td>機械-機械設計等</td> </tr> <tr> <td>建設-鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>農業-農業土木</td> </tr> <tr> <td>農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>機械</td> <td>機械設計等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">シビルコンサルティング マネージャー</td> <td>鋼構造及びコンクリート</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業土木</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>農業土木技術管理士、技術士（農業-農業土木）、技術士（農業-農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、ゲート設備もしくはゲート設備を含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。</p> <p>2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。 また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書を含めて提出するものとする。</p> <p>3 共通仕様書第1-7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりである。 (1) ゲート設備1及び2の検討段階 (2) 電気設備及び建築物の検討段階</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	機械-機械設計等	建設-鋼構造及びコンクリート	農業-農業土木	農業-農業農村工学	機械	機械設計等		建設	鋼構造及びコンクリート	博士	農学	-	シビルコンサルティング マネージャー	鋼構造及びコンクリート		農業土木	-	
資 格	技術部門	選択科目																						
技術士	総合技術監理	機械-機械設計等																						
		建設-鋼構造及びコンクリート																						
		農業-農業土木																						
		農業-農業農村工学																						
	機械	機械設計等																						
	建設	鋼構造及びコンクリート																						
博士	農学	-																						
シビルコンサルティング マネージャー	鋼構造及びコンクリート																							
	農業土木	-																						

項 目	内 容	備 考												
(担当技術者) 第 1 - 9 条	(3) 成果品とりまとめ段階 4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。 担当技術者は、共通仕様書第 1 - 8 条によるものとする。													
(配置技術者の確認) 第 1 - 10 条	共通仕様書第 1 - 11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1 - 12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。 (1) 受注者は業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様とする。 (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし作成すること。													
(保険加入) 第 1 - 11 条	受注者は、共通仕様書第 1 - 37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。													
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2 - 1 条	設計の基本的事項に関しては、次表に掲げる図書を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 <table border="1" data-bbox="494 1411 1292 1668"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行</th> <th>制定(改訂)年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>H27. 5</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業計画設計基準設計「頭首工」</td> <td>(社)農業農村工学会</td> <td>R 6. 3</td> </tr> <tr> <td>河川構造物の耐震性能照査指針・解説—IV. 水門・樋門及び堰編—</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局治水課</td> <td>R 2. 6</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	発行	制定(改訂)年月	土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27. 5	土地改良事業計画設計基準設計「頭首工」	(社)農業農村工学会	R 6. 3	河川構造物の耐震性能照査指針・解説—IV. 水門・樋門及び堰編—	国土交通省水管理・国土保全局治水課	R 2. 6	
名 称	発行	制定(改訂)年月												
土地改良事業設計指針「耐震設計」	(社)農業農村工学会	H27. 5												
土地改良事業計画設計基準設計「頭首工」	(社)農業農村工学会	R 6. 3												
河川構造物の耐震性能照査指針・解説—IV. 水門・樋門及び堰編—	国土交通省水管理・国土保全局治水課	R 2. 6												
(設計条件) 第 2 - 2 条	設計作業における設計条件は、次のとおりである。 1 ゲート施設の設計基本条件 <ul style="list-style-type: none"> ・既設ゲートの設計条件を踏襲する ・耐震照査はレベル 2 タイプ II までを対象とする ・耐震照査は「河川構造物の耐震性能照査指針・解説—IV. 水門・樋門及び堰編—」の考え方を踏襲する 2 建築物の設計条件													

項 目	内 容	備 考																		
<p>(貸与資料) 第 2 - 3 条</p> <p>(適用図書、参考図書 及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条</p> <p>第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条</p>	<p>・官庁営繕の技術基準等一覧（国土交通省官庁営繕作成 https://www.mlit.go.jp/common/001408349.pdf に基づき設計を行う</p> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="496 680 1294 1283"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況資料</td> <td>矢作川総合事業誌</td> <td rowspan="2">1 式</td> </tr> <tr> <td>矢作川総合第二期地区 全体実施設計書</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">業務報告書</td> <td>平成 20 年度 明治用水地区明治用水頭首工機能保全計画作成業務</td> <td rowspan="6">1 式</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年度 矢作川総合第二期地区明治用水頭首工実施設計業務</td> </tr> <tr> <td>平成 25 年度 矢作川総合第二期地区明治用水頭首工他実施設計業務</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸附帯施設他とりまとめ業務</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸附帯施設工程計画補足設計業務</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工復旧工法検討業務</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工取入暗渠ほか補足設計業務</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 2 - 1 条、第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す図書等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 適用図書、参考図書及び貸与資料等の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 適用図書、示方書等は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、第 1 回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙 1 作業項目内訳表に示すとおりである。</p>	分類	貸与資料	数量	現況資料	矢作川総合事業誌	1 式	矢作川総合第二期地区 全体実施設計書	業務報告書	平成 20 年度 明治用水地区明治用水頭首工機能保全計画作成業務	1 式	平成 24 年度 矢作川総合第二期地区明治用水頭首工実施設計業務	平成 25 年度 矢作川総合第二期地区明治用水頭首工他実施設計業務	令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸附帯施設他とりまとめ業務	令和 3 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸附帯施設工程計画補足設計業務	令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工復旧工法検討業務		令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工取入暗渠ほか補足設計業務		
分類	貸与資料	数量																		
現況資料	矢作川総合事業誌	1 式																		
	矢作川総合第二期地区 全体実施設計書																			
業務報告書	平成 20 年度 明治用水地区明治用水頭首工機能保全計画作成業務	1 式																		
	平成 24 年度 矢作川総合第二期地区明治用水頭首工実施設計業務																			
	平成 25 年度 矢作川総合第二期地区明治用水頭首工他実施設計業務																			
	令和 2 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸附帯施設他とりまとめ業務																			
	令和 3 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工右岸附帯施設工程計画補足設計業務																			
	令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工復旧工法検討業務																			
	令和 6 年度 矢作川総合第二期地区 明治用水頭首工取入暗渠ほか補足設計業務																			

項 目	内 容	備 考
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解の上、対応するものとする。</p> <p>1 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者、担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務を円滑に推進するとともに成果品の品質を確保する。 （1）業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議である。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他 （2）会議の開催については、監督職員が指示するものとする。 なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>2 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者並びに事業所長、次長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。</p> <p>3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>4 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>5 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（ゲート設備1の検討時） 第3回 中間打合せ（ゲート設備2の検討時） 第4回 中間打合せ（電機設備及び建築物の検討時） 最終回 成果品取りまとめ段階 なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第5章 成果物 (成果物)</p>	<p>監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。 第2回中間打合せは、7月中に行うこととする。</p>	
<p>第5-1条 (成果物の提出)</p>	<p>本業務は、電子納品対象業務とする。 成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 (1) 成果物の電子媒体 (CD-R若しくはDVD-R) 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。</p>	
<p>第5-2条 (図面の提出)</p>	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 愛知県安城市大東町22-16 東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所</p>	
<p>第5-3条 (写真の提出)</p>	<p>図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領 (案)」に基づいて作成するものとする。</p>	
<p>第5-4条</p>	<p>写真を添付する場合は、「電子化写真データの作成要領 (案)」に基づいて作成するものとする。</p>	
<p>第6章 契約変更 (契約変更)</p>	<p>業務請負契約書第17条から第25条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。 (1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第4-1条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。 (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他。</p>	
<p>(業務スライドの 試行)</p>	<p>第6-2条 (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて (試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第 7 章 技術提案の 履行 (技術提案の履行) 第 7-1 条</p>	<p>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の 1000 分の 15 を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(5) (2) の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、2) 中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</p> <p>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2) ～ (5) の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</p> <p>(7) (6) の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>(8) (4) 及び (7) の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が (2)、(6) の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1) に記載の通知に基づくものとする。</p> <p>技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。</p> <p>1 業務計画書提出段階 業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。 ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。 なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>2 業務完了検査段階</p>	

項 目	内 容	備 考
第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条	<p>業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

作業項目内訳表

I. 業務対象施設

施設項目	規格等	数量
明治用水頭首工	取水口ゲート	4機
	排砂ゲート	4機
	排砂口ゲート	1機
	電機設備	1式
	取水口ゲート巻上機室	1棟
	土砂吐予備ゲート格納庫	1棟
	警報設備	1式
	取水口スクリーン	4機
	魚道照明	1式

II. 作業項目、作業内容及び数量

II-1 ゲート設備1（取水口ゲート）

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	(1) 現地調査 業務実施に必要な現地調査を行う。	1式	
	(2) 資料の検討 業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容の把握を行う。 また、取水口のゲート操作について既設の水管理システムとの適合について確認を行う。	1式	
2. 設計計画	取水口ゲートについて、過年度業務の成果を現行の基準に合わせて変更を行う。	1式	
3. 構造計算	上記2. に基づき構造計算を行う。	1式	
4. 図面作成	上記2. ～3. に基づき図面を作成する。	1式	
5. 施工計画	合理的な施工を考慮した工程計画、施工順序、方法や主要仮設等の詳細計画及び図面を作成する。	1式	
6. 数量計算	仮設工、材料等の詳細数量計算を行う。	1式	
7. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1式	
8. 概算工事費積算	概算工事費を算定する。 また、全体実施設計時の概算工事費との比較を行い、その増減要因を明らかにするものとする。	1式	

II-2 ゲート設備2 (排砂ゲート、排砂ロゲート)

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	(1) 現地調査 業務実施に必要な現地調査を行う。 (2) 資料の検討 業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1式 1式	
2. 設計計画	排砂ゲート及び排砂ロゲートの扉体、戸当り、開閉装置について、耐震性能を有する施設の更新を検討する。 また、排砂ゲートは電動化を検討する。	1式	
3. 構造計算	上記2. に基づき構造計算を行う。 また、排砂ゲート及び排砂ロゲートの架台は、現況施設を利用する予定であるため、安全性の確認を行う。	1式	
4. 図面作成	上記2. ～3. に基づき図面を作成する。	1式	
5. 施工計画	合理的な施工を考慮した工程計画、施工順序、方法や主要仮設等の詳細計画及び図面を作成する。	1式	
6. 数量計算	仮設工、材料等の詳細数量計算を行う。	1式	
7. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1式	
8. 概算工事費積算	概算工事費を算定する。	1式	

II-3 電気設備 (取水ロゲート、排砂ゲート、魚道照明)

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	(1) 現地調査 業務実施に必要な現地調査を行う。 (2) 資料の検討 業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1式 1式	
2. 設計計画	取水ロゲート、排砂ゲート、魚道照明について完了済みの明治用水頭首工のゲート設備を考慮に入れた電気設備の設計計画を行う。	1式	
3. 図面作成	上記2. に基づき図面を作成する。	1式	
4. 施工計画	合理的な施工を考慮した工程計画、施工順序、方法や主要仮設等の詳細計画及び図面を作成する。	1式	
5. 数量計算	仮設工、材料等の詳細数量計算を行う。	1式	
6. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1式	
7. 概算工事費積算	概算工事費を算定する。 また、全体実施設計時及び基本設計時の概算工事費との比較を行い、その増減要因を明らかにするものとする。	1式	

II-4 建築物（取水口ゲート巻上機室、土砂吐予備ゲート格納庫）

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	(1) 現地調査 業務実施に必要な現地調査を行う。	1式	
	(2) 資料の検討 業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1式	
2. 設計計画	過年度業務の成果を現行の基準に合わせて変更を行う。 また、建築物の構造や材料について比較検討を行い設計計画を行う。	1式	
3. 構造計算	上記2.に基づき構造計算を行う	1式	
4. 図面作成	上記2.～3.に基づき図面を作成する。	1式	
5. 施工計画	合理的な施工を考慮した工程計画、施工順序、方法や主要仮設等の詳細計画及び図面を作成する。	1式	
6. 数量計算	土工、コンクリート、鉄筋、型枠、仮設工、材料等の詳細数量計算を行う。	1式	
7. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1式	
8. 概算工事費積算	概算工事費を算定する。 また、全体実施設計時及び基本設計時の概算工事費との比較を行い、その増減要因を明らかにするものとする。	1式	
9. 積算書の作成	公共建築工事積算基準等に基づき積算を行い積算書を作成する。	1式	

II-5 警報設備

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 事前準備	(1) 現地調査 業務実施に必要な現地調査を行う。	1式	
	(2) 資料の検討 業務実施のための資料収集及び貸与資料の内容の把握を行う。	1式	
2. 設計計画	頭首工工事において暫定移設したサイレン及びITV（河川監視用カメラ）を従前どおり土砂吐ゲート巻上機室屋上に設置するための設計計画を行う。	1式	
3. 構造計算	上記2.に基づき構造計算を行う	1式	
4. 図面作成	上記2.～3.に基づき図面を作成する。	1式	
5. 施工計画	合理的な施工を考慮した工程計画、施工順序、方法や主要仮設等の詳細計画及び図面を作成する。	1式	
6. 数量計算	設置、撤去工等の詳細数量計算を行う。	1式	
7. 特別仕様書作成	工事実施に必要な特別仕様書を作成する。	1式	
8. 概算工事費積算	概算工事費を算定する。	1式	

II-6 共通事項

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 河川協議資料作成	明治用水頭首工維持補強工事の協議内容を参考に、河川協議資料を作成する。	1式	
2. 標準積算システム入力	事業所において、標準積算システムを利用して施設毎の積算書を作成する。なお、作成にあたっては事前に積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定、施工単価条件の選定等）に関する積算資料、特別単価等の作成を行うものとする。積算資料の作成については、施設共通内容で100ページ、施設毎の内容で50ページを想定しており、特別単価については10単価の作成を施設毎に想定しているが、大きく乖離する場合は監督職員と協議するものとする。 対象施設は次のとおりとする。 ・取水ロゲート ・電機設備 ・警報設備 ・取水ロススクリーン ・魚道照明	1式	
3. 総合検討	総合的に検討し、今後の作業に当たっての留意点等を付記する。	1式	
4. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式	
5. 点検取りまとめ	成果物の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。また、昨年度に設計を行った取水ロススクリーン及び魚道照明について、取りまとめを行う。	1式	
6. 公開用成果品作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1式	